

一般貨物自動車運送事業の運賃料金

タンク車による石油類の運送の運賃・料金

適用開始日 2019年 8月 1日

タンク車による石油類等の運送の運賃料金

2019年8月1日実施

I 距離制運賃率

項目 料程	石油類 運賃率 (1kl当り)	化成品類運賃率(1トン当り)		高圧ガス類運搬率(1トン当り)		
		比重1.0 まで	比重1.0を こえるもの	比重0.6 まで	比重0.6を こえるもの	LPガス
10kmまで	1,450	2,070	2,240	3,920	2,190	2,850
20 "	1,890	2,680	2,880	5,080	2,850	3,670
30 "	2,310	3,300	3,550	6,230	3,510	4,490
40 "	2,720	3,910	4,200	7,390	4,160	5,300
50 "	3,160	4,500	4,870	8,560	4,810	6,130
60 "	3,490	4,960	5,350	9,430	5,300	6,640
70 "	3,770	5,420	5,830	10,250	5,790	7,150
80 "	4,110	5,860	6,340	11,130	6,260	7,700
90 "	4,420	6,330	6,800	11,970	6,730	8,200
100 "	4,750	6,780	7,300	12,830	7,240	8,730
以上10kmまでを 増すごとに	310	440	480	840	470	530

II 専属制運賃率

1. 石油類

車種別		2,000l 車以下	4,000l 車以下	6,000l 車以下	8,000l 車以下	10,000l 車以下	12,000l 車以下	14,000l 車以下	以上2,000l までを増す 車種ごとに	
種別		基礎額	574,840	654,790	734,290	813,790	893,300	972,800	1,052,320	73,330
加算額	料加算額 (走行料10kmまでごとに)	280	330	370	420	480	530	570	570	40
	時間加算額 (1日の基礎作業時間 8時間をこえる場合は 1時間までを増すごと)	1,740	1,910	2,100	2,300	2,460	2,650	2,850	2,850	190

2. 化成品類(標記トン数による)

車種別		2トン 車以下	4トン 車以下	6トン 車以下	8トン 車以下	10トン 車以下	12トン 車以下	14トン 車以下	以上2トンま でを増す車 種ごとに	
種別		基礎額	654,790	734,290	813,790	893,300	972,800	1,052,320	1,131,820	79,510
加算額	料加算額 (走行料10kmまでごとに)	330	370	420	480	530	570	640	640	40
	時間加算額 (1日の基礎作業時間 8時間をこえる場合は 1時間までを増すごと)	1,910	2,100	2,300	2,460	2,650	2,850	3,040	3,040	190

3. 高圧ガス類(標記トン数による) ●LPガス以外の一般高圧ガス類

車種別		2トン 車以下	4トン 車以下	6トン 車以下	8トン 車以下	10トン 車以下	以上2トンま でを増す車 種ごとに	
種別		基礎額	894,370	991,190	1,088,030	1,184,880	1,281,700	96,830
加算額	料加算額 (走行料10kmまでごとに)	510	540	590	650	700	700	40
	時間加算額 (1日の基礎作業時間 8時間をこえる場合は 1時間までを増すごと)	2,570	2,790	3,030	3,230	3,450	3,450	220

4. LPガス(標記トン数による)

種別		車種別					
		2トン車以下	4トン車以下	6トン車以下	8トン車以下	10トン車以下	以上2トンまでを増す車種ごとに
基礎額		785,400	870,430	955,470	1,040,510	1,125,550	85,030
加算額	料加算額 (走行料10kmまでごとに)	510	540	590	650	700	40
	時間加算額 (1日の基礎作業時間8時間をこえる場合は1時間までを増すごと)	2,440	2,650	2,880	3,100	3,310	210

Ⅲ 諸料金

1. 車両回送料 1回の運送の総走行キロ中空車キロから実車キロに5キロメートルを加えたキロ程を差引いたキロ程の2分の1に対応する運賃とする。
2. 待機時間料 30分までごとに1車につき 2,260 円
3. 地区割増料

地	域	1kgにつき	1トンにつき
東京都特別区、大阪市		130 円	170 円
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市		90 円	110 円

Ⅳ 運賃割増率

1. 化成品類及び高圧ガス類割増

(1) 特殊品目割増

毒物及び劇薬物取締法に定める品目 1割

(2) 特殊車両割増

タンクの材質によるもの	アルミ、プラスチック、ステンレス等	1割
タンクの構造によるもの	加圧、加熱、保温、保冷	1割
タンクの内部加工によるもの	ゴム、エポキシ、サラシ等により内部加工したもの	1割

2. 悪路割増

道路法による道路及び一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限り	3割
--	----

3. 冬期割増

地	域		割増率
北海道		自11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		自12月1日 至3月31日	
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡			

4. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

5. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3割
----------------------	----

Ⅴ 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

VI 運賃料金適用方

1. 距離制運賃料金適用方

(適用範囲)

(1) この運賃料金はタンク車により石油類、化成品類及び高圧ガス類を運送する場合に適用します。

石油類には、鉱油原油、燃料油及びその他の石油製品を含み、化成品類には無機化合物、有機化合物、その他の化学製品及び動植物油等の油脂類を含み高圧ガス類には高圧ガス取締法に定められた品目を含みます。ただし、アスファルトは化成品類運賃を適用します。

(運賃率の範囲)

(2) 運賃率には、石油類、化成品類及び高圧ガス類の取卸費を含み、積込費は含みません。

(運賃料金計算の基本)

(3) 運賃及び料金は1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

(4) 運賃は運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上限30%、下限10%の範囲内で計算します。

割増運賃が適用される貨物は基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加えたうえで、上限30%、下限10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

(5) 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は次により処理します。

計算した金額が100円未満の端数は100円に切り上げます。

(キロ程の計算)

(6) 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

自動車航送船を利用し、通しで運送する場合は航路の前後のキロ程を通算します。

(割増率が重複する場合の計算)

(7) 2種類以上の割増率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加算したうえで計算します。

(悪路割増)

(8) 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{悪路割増区間の運送距離による運賃} \times 0.3$$

(冬期割増)

(9) 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.2$$

(休日割増)

(10) 日曜祝祭日およびそれにまたがる運送について、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

(11) 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午後5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

(化成品類及び高圧ガス類割増)

(12) 化成品類及び高圧ガス類は、所定の割増率を適用します。

(地区割増料)

(13) 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）又は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規程により政令で指定された都市（「政令指定都市」といいます）の場合には、所定の地区割増料を収受します。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(車両回送料)

(14) 1回の運送の総走行キロ中、空車キロが実車キロに5キロを加えたキロ程を超過する場合は、所定の車両回送料を収受します。

(待機時間料)

(15) 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により積込み又は取卸しの前後に待機した時間が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

(16) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費負担)

(17) 荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

①自動車航送船利用料（航送中の諸経費を含みます）

②有料道路利用料

③積込料〔貨物の積込みを事業者が行ったとき〕

④作業用具および作業員費

⑤特殊架装費用

⑥その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

(18) この運賃率は、従業員が1車につき1人が乗務する場合の運賃率であり、2人以上の従業員が乗務する場合には1人をこえる従業員に係わる費用は実費として収受します。

(その他)

(19) この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

2. 専属制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

(1) この運賃及び料金は、荷主と月間1車貸切り契約を行った場合に適用します。

(2) この運賃及び料金は、車両の走行の有無にかかわらず基礎額を収受し、車両の走行キロに対しては加算額を収受します。

(キロ程の計算)

(3) 走行キロの計算は、使用車両が車庫を出発したときから、その作業を終了して車庫に帰着するまでについて行います。

(距離制運賃料金適用方の準用)

(4) 距離制運賃料金適用方の(1)、(2)、(4)、(5)、(7)から(12)まで、(16)から(19)までは、専属制運賃料金を適用する場合に準用します。

(5) 特殊作業内容による運送があった場合は前各号を基本として臨時の契約をすることができます。